

## 第38回 新潟市景観審議会 議案

日 時 令和8年2月4日（水） 午後2時00分より

会 場 新潟市役所ふるまち庁舎（古町ルフル）4階 401会議室

新 潟 市 景 観 審 議 会

（事務局 新潟市都市政策部まちづくり推進課）

## 第38回 新潟市景観審議会 付議案件

議案番号	付 議 案 件
1	新潟市景観計画の一部変更について (特別区域「古町花街地区」の追加他)
2	新潟市屋外広告物条例第3条第2項の規定による許可の基準の変更及び第6条の規定による屋外広告物の規格の設定並びに第10条第2項の規定による適用除外の変更について (特別区域「古町花街地区」の追加に伴う改正他)
3	景観重要建造物の指定について (鍋茶屋及び瓢亭)

新潟市景観計画の一部変更（案）  
 （特別区域「古町花街地区」の追加他）

（赤字：第 37 回景観審議会からの変更部分 ※軽微な表現の修正を除く）

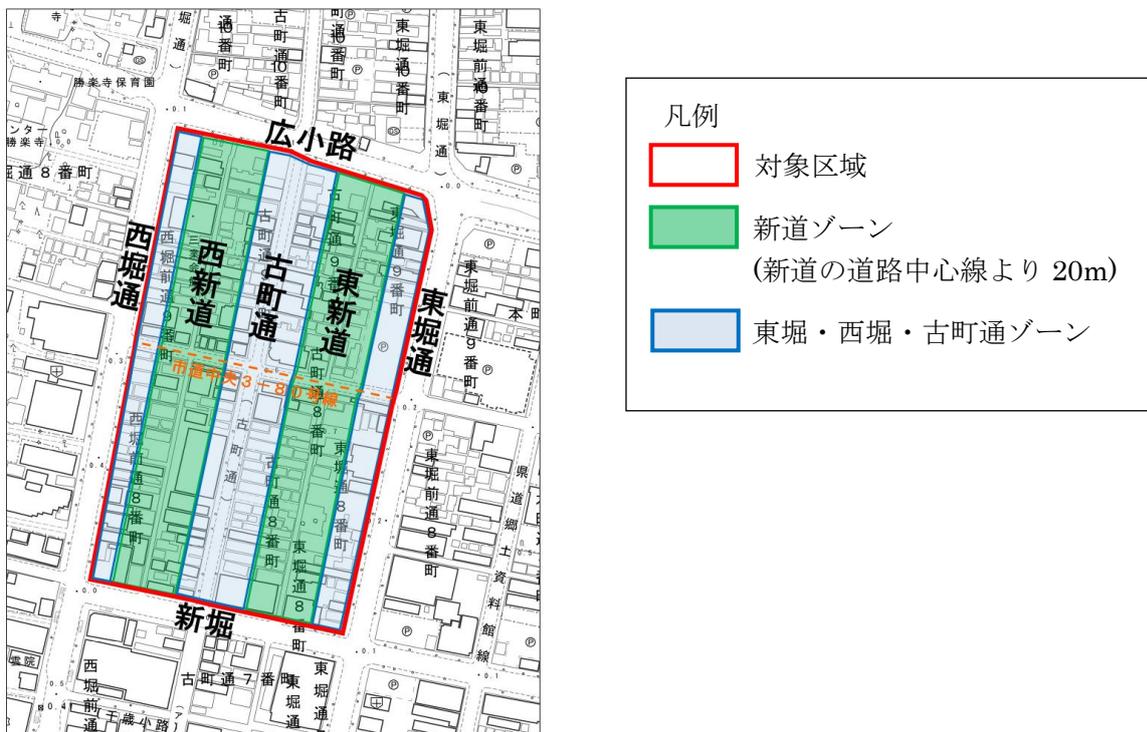
1 地区名

古町花街地区

2 地区の概況

江戸時代にさかのぼる全国随一の料亭をはじめ、茶屋・置屋などの歴史的な花街建築が集中し、新潟の芸妓文化と伝統的な花街を象徴する景観として保存を図るべき地区。（面積 約5.3ha）

3 特別区域の範囲



4 景観形成の方針

- (ア) まちなみを構成する歴史的建造物の保全を図り、全国随一の料亭中心の伝統的な花街として歴史的な風情を感じる景観づくりを進める。
- (イ) 新道沿いの空間は、細街路に建物が建ち並ぶ景観を保全し、芸妓に似合う、和の風情を基調とした景観づくりを進める。
- (ウ) 東堀・西堀・古町通沿いの空間は、花街の趣きを感じつつ、活気ある景観づくりを進める。
- (エ) 歴史的建造物は、歴史的な価値を尊重した修理・復原を図り、歴史的建造物以外の建造物は、地区の特性を踏まえた修景を図ることで、オーセンティシティを重視した景観づくりを進める。
- (オ) 道路空間においては、歴史的なまちなみと調和した素材を用いるなど、質の高い景観づくりを進める。

## 5 届出対象行為

### (ア) 新道ゾーン

a	建築物の新築、増築、改築又は移転
b	建築物の道路から見える外観を変更することとなる修繕若しくは模様替又は色彩の変更 ただし、当該変更部分が特定屋内広告物のみに係るものを除く
c	工作物の新設、増築、改築又は移転
d	工作物の道路から見える外観を変更することとなる修繕若しくは模様替又は色彩の変更
e	道路から見える木竹の植栽又は伐採

### (イ) 東堀・西堀・古町通ゾーン

a	建築物の新築、増築、改築又は移転
b	建築物の道路から見える外観を変更することとなる修繕若しくは模様替又は色彩の変更 ただし、当該変更部分の面積の合計が10平方メートルを超えないものを除く
c	工作物の新設、増築、改築又は移転
d	工作物の道路から見える外観を変更することとなる修繕若しくは模様替又は色彩の変更 ただし、当該変更部分の面積の合計が10平方メートルを超えないものを除く
e	道路から見える木竹の植栽又は伐採

注1. 新道とは、市道中央3-81号線のうち市道西大畑町秣川岸通線と直交するまでの北側の区間及び市道中央3-82号線をいう。

注2. 新道ゾーンとは、当該地区のうち、新道の道路中心線より20メートル以内の範囲をいう。

注3. 東堀・西堀・古町通ゾーンとは、当該地区のうち、新道ゾーンを除く範囲をいう。

## 6 景観形成基準

### (ア) 新道ゾーン

対象事項		景観形成基準(行為制限)
建築物	高さ	<p>○市道中央3-80号線の道路中心線より南側の敷地は、敷地地盤面から40メートル以下、市道中央3-80号線の道路中心線から北側の敷地は、敷地地盤面から30メートル以下とすること。ただし、この特別区域施行の際、これを超えていた建築物の増築又は改築については、既存の高さを超えないこと。</p> <p>●新道に最も近接する壁面の部分の高さは、2階建てを中心としたまちなみの連続性を維持するため、2階建てとするよう努めること。</p>
	配置	<p>○歴史的建築物の壁面の位置は、<b>建築当初の位置を維持し、又はその位置が改変されている場合は復原を基本とすること。</b></p> <p>●歴史的建築物以外の新道に面する3階以上の壁面は、<b>2階建てを中心としたまちなみの連続性を維持するため</b>、新道に面する2階以下の壁面より1.8メートル以上後退すること。ただし、この特別区域施行の際、これを超えていた建築物の増築又は改築については、既存の壁面の位置を超えないこと。</p> <p>●歴史的建築物以外の新道に面する2階以下の壁面は、周辺との壁面の連続性を維持するため、新道の道路境界に近接させるよう努めること。ただし、やむを得ず後退する場合は、新道の道路境界から3メートル以内の後退を標準とし、新道の道路境界に近接させて門、塀又は庭を設置するなど、周辺との壁面の連続性を維持するよう努めること。</p>
	形態意匠及び色彩	<p>○歴史的建築物は、建築当初の外観を尊重して維持や復原をすること。ただし、これが難しい場合は、歴史的なまちなみに調和した素材や工法を採用すること。</p> <p>○歴史的建築物以外の建築物は、<b>当該区域内にある歴史的建築物の建築当初に使用されてい</b></p>

た素材や色彩を使用するなど、歴史的なまちなみに調和した外観とすること。ただし、歴史的建築物で用いられる意匠の安易な模倣は避けること。

- 歴史的建築物の外壁は、古町花街建築の特徴である縦羽目板張りなど、建築当初に使用されていた素材や工法による維持や復原を基本とすること。
- 歴史的建築物の軒及び庇は、古町花街建築の特徴である軒裏及び庇裏の垂木表しなど、建築当初に使用されている素材や工法による維持や復原を基本とすること。
- 歴史的建築物の屋根形状は、建築当初の形状を維持し、又はその形状が改変されている場合は復原を基本とすること。歴史的建築物以外の屋根形状は、二方向以上に流れる勾配屋根とするよう努めること。
- 歴史的建築物の細部意匠は、古町花街建築の特徴である曲面上裏、透かし彫りの欄間細工、開口部の目隠し板や格子など、建築当初に使用された意匠の維持や復原を基本とすること。
- 木材、漆くい、石、日本瓦その他の当該区域内にある歴史的建築物の建築当初に使用されていた自然素材等を積極的に用いるよう努めること。自然素材等を使用しない場合は、過度な光沢のないものとする。
- 新道側に表側を見せること。
- 新道ゾーンでは、間口の狭い建物の建ち並ぶまちなみを維持するため、新道に面する壁面が長大となる場合は、壁面の色彩、素材、形態による分節化を行うなどの工夫に努めること。
- 新道ゾーンの建具は、木製を基本とし、アルミその他の素材を用いる場合には縦棧又は格子をつけるよう努めること。
- 新道ゾーンでは、シャッターを使用しないよう努めること。ただし、やむを得ずシャッターを使用する場合は、外壁と同等の色彩とするなど、目立たないものとするよう努めること。
- 新道ゾーンの外壁の基調色は、マンセル値によるものとし、次の表のとおりとすること。ただし、着色を施していない木材若しくは漆くいの色彩又は歴史的建築物の外観を復原する場合の色彩は、この限りではない。

色相	明度	彩度
無彩色	2以上9以下	-
10R～5Y	2以上7以下	4以下
上記以外		2以下

- 新道ゾーンの外壁の強調色（アクセントカラー）は、色相、明度及び彩度を限定せず、使用部分を2階以下の部分に限るものとし、その使用面積（複数の強調色を使用する場合は、その合計面積）は、使用する外壁面の2階以下の部分の面積の20分の1以下とすること。ただし、着色を施していない木材若しくは漆くいの色彩又は歴史的建築物の外観を復原する場合の色彩は、この限りではない。
- 外部に面する建具の色彩は、茶系又は黒褐色系を基本とすること。ただし、歴史的建築物の外観を復原する場合の色彩は、この限りではない。
- 勾配屋根や庇の色彩は、黒又はグレー系を基本とし、銅板の場合は、素材色又は緑青色とすること。ただし、歴史的建築物の外観を復原する場合の色彩は、この限りではない。
- 色数は、できる限り少なくするとともに、複数の色を使用する場合は、色の三属性（色相：色あい、明度：明るさ、彩度：あざやかさ）の対比が強くないよう努めること。

	特定屋内広告物	<ul style="list-style-type: none"> <li>●新道ゾーンの特定屋内広告物は、建築物の1階以下の部分にあつては、住所又は1つの事業所、営業所若しくは作業場（以下、「1営業所等」という。）につき、総表示面積を1平方メートル以内とすることとし、建築物の2階以上の部分にあつては、表示しないものとする。</li> <li>●新道ゾーンでは、可変表示式広告物を表示又は設置しないこと。</li> <li>●新道ゾーンでは、ネオン照明その他これに類する照明を使用しないこと。</li> <li>○点滅・回転する照明及び輝度が変化する照明を使用しないこと。ただし、法令に基づくもの及び警告若しくは交通規制等の用に供するもので公衆の安全を図るために必要のものは、この限りでない。</li> </ul>									
	設備	<ul style="list-style-type: none"> <li>○室外機、屋外配管及び太陽光発電設備その他の建築設備並びに屋外階段は、道路から見える位置に設置しないよう努めること。ただし、やむを得ず道路から見える位置に設置する場合は、歴史的なまちなみと調和した色彩、目隠しその他の意匠により修景するよう努めること。</li> <li>○架空の不要な電線類は、撤去するよう努めること。</li> <li>○照明の色温度は、3,000ケルビン以下を基本とすること。</li> <li>○点滅・回転する照明及び輝度が変化する照明は、使用しないこと。ただし、法令に基づくもの及び警告又は交通規制等の用に供するもので公衆の安全を図るために必要のものは、この限りではない。</li> <li>○建築物や植栽のライトアップ、行灯・提灯などの明かりの工夫などにより、明るすぎず暗すぎることのない、風情ある夜間景観の創出に努めること。</li> <li>○照明器具や光源が見えない工夫及び間接光や拡散光による柔らかい灯りによる演出の工夫に努めること。</li> </ul>									
	外構	<ul style="list-style-type: none"> <li>○歴史的建築物に門、塀又は庭等がある場合は、維持や復原するよう努めること。</li> <li>●新道ゾーンに屋外駐車スペースを設ける場合は、新道の道路境界沿いに門又は塀等を設置し、周囲との壁面の連続性を維持するよう努めること。</li> <li>●新道ゾーンの外構舗装は、新道の石畳と調和する色彩や素材の使用に努めること。</li> </ul>									
	工 作 物 形 態 意 匠 及 び 色 彩	<ul style="list-style-type: none"> <li>○歴史的工物物は、建築当初の外観を尊重して維持や復原をすること。ただし、これが難しい場合は、歴史的なまちなみに調和した素材や工法を採用すること。</li> <li>○歴史的工物物以外の工物物は、当該区域内にある歴史的工物物の建築当初に使用されていた素材や色彩を使用するなど、歴史的なまちなみに調和した外観とすること。ただし、歴史的工物物で用いられる意匠の安易な模倣は、避けること。</li> <li>○アンテナや通信用鉄塔等は、できるだけ高さを抑え、形状を細くし、道路から見えにくい位置に設置すること。</li> <li>●新道ゾーンでゴミ庫及び自動販売機を設置する場合は、道路から見えにくい位置に設置するか、歴史的なまちなみと調和した色彩、目隠しその他の意匠により修景すること。</li> <li>●新道ゾーンの駐車場には、新道の道路境界沿いに門又は塀等を設置し、周囲との壁面の連続性を維持するよう努めること。</li> <li>●新道ゾーンの基調色は、マンセル値によるものとし、次の表のとおりとすること。ただし、着色を施していない木材若しくは漆くいの色彩又は歴史的工物物の外観を復原する場合の色彩は、この限りではない。</li> </ul> <table border="1" data-bbox="387 1890 1027 2056" style="margin-left: auto; margin-right: auto;"> <thead> <tr> <th>色相</th> <th>明度</th> <th>彩度</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>無彩色</td> <td>2以上9以下</td> <td>-</td> </tr> <tr> <td>10R～5Y</td> <td>2以上7以下</td> <td>4以下</td> </tr> </tbody> </table>	色相	明度	彩度	無彩色	2以上9以下	-	10R～5Y	2以上7以下	4以下
色相	明度	彩度									
無彩色	2以上9以下	-									
10R～5Y	2以上7以下	4以下									

	<table border="1"> <tr> <td>上記以外</td> <td>2以下</td> </tr> </table> <p>●新道ゾーンの強調色（アクセントカラー）は、色相、明度及び彩度を限定せず、使用部分を7メートル以下の部分に限るものとし、その使用面積（複数の強調色を使用する場合は、その合計面積）は、使用する7メートル以下の部分の面積の20分の1以下とすること。ただし、着色を施していない木材若しくは漆くいの色彩又は歴史的工物物の外観を復原する場合の色彩は、この限りではない。</p>	上記以外	2以下
上記以外	2以下		
木 竹	<p>○既存の植栽は、適切に維持管理すること。</p> <p>●新道ゾーンの樹木を伐採しないよう努めること。</p> <p>●新道ゾーンに植樹する場合は、当該区域内の歴史的建築物の前庭に用いられている樹種を選定するよう努めること。</p>		

備考 ○は新道ゾーン及び東堀・西堀・古町通ゾーン共通の基準、●はそれぞれのゾーンごとの基準を示す。

注1 歴史的建築物とは、建築基準法施行の際、現に存する建築物をいう。

2 歴史的工物物とは、建築基準法施行の際、現に存する工物物をいう。

3 特定屋内広告物とは、次に掲げるものをいう。

(1) 建築物の窓その他の開口部（建築物の内部を見通すことができる壁面を含む。）に設けられたガラスその他これらに類するものの内側の面（以下、「屋内面」という。）に直接描き、又は直接貼付して、常時又は一定の期間継続して屋外の公衆に表示する広告物等

(2) 建築物の内側において**建築物に定着させて**表示するものうち、専ら屋外の公衆に表示する目的をもって、常時又は一定の期間継続して屋外の公衆に表示する広告物等

4 可変表示式広告物とは、電光ニュース板、電光広告板、映像装置その他の常時表示内容を変えることができる広告物をいう。

#### (イ) 東堀・西堀・古町通ゾーン

対象事項		景観形成基準(行為制限)
建築物	高さ	○市道中央3-80号線の道路中心線より南側の敷地は、敷地地盤面から40メートル以下、市道中央3-80号線の道路中心線から北側の敷地は、敷地地盤面から30メートル以下とすること。ただし、この特別区域施行の際、これを超えていた建築物の増築又は改築については、既存の高さを超えないこと。
	配置	○歴史的建築物の壁面の位置は、 <b>建築当初の位置を維持し、又はその位置が改変されている場合は復原を基本とすること。</b>
	形態意匠及び色彩	<p>○歴史的建築物は、建築当初の外観を尊重して維持や復原をすること。ただし、これが難しい場合は、歴史的なまちなみに調和した素材や工法を採用すること。</p> <p>○歴史的建築物以外の建築物は、<b>当該区域内にある歴史的建築物の建築当初に使用されていた素材や色彩を使用するなど</b>、歴史的なまちなみに調和した外観とすること。ただし、歴史的建築物で用いられる意匠の安易な模倣は避けること。</p> <p>○歴史的建築物の外壁は、古町花街建築の特徴である縦羽目板張りなど、建築当初に使用された素材や工法による維持や復原を基本とすること。</p> <p>○歴史的建築物の軒及び庇は、古町花街建築の特徴である軒裏及び庇裏の垂木表しなど、建築当初に使用されている素材や工法による維持や復原を基本とすること。</p> <p>○歴史的建築物の屋根形状は、建築当初の形状を維持し、又はその形状が改変されている場合は復原を基本とすること。歴史的建築物以外の屋根形状は、二方向以上に流れる勾配屋根とするよう努めること。</p> <p>○歴史的建築物の細部意匠は、古町花街建築の特徴である曲面上裏、透かし彫りの欄間細工、開口部の目隠し板や格子など、建築当初に使用された意匠の維持や復原を基本とする</p>

- こと。
- 木材、漆くい、石、日本瓦その他の当該区域内にある歴史的建築物の建築当初に使用されていた自然素材等を積極的に用いるよう努めること。自然素材等を使用しない場合は、過度な光沢のないものとする。
  - 東堀・西堀・古町通ゾーンの外壁の基調色は、マンセル値によるものとし、次の表のとおりとすること。ただし、着色を施していない木材若しくは漆くいの色彩又は**歴史的建築物の外観を復原する場合の色彩**は、この限りではない。

色相	明度	彩度
無彩色	2以上 <b>9以下</b>	-
10R～5Y	2以上8.5以下	4以下
上記以外		2以下

- 東堀・西堀・古町通ゾーンの外壁の強調色（アクセントカラー）は、色相、明度及び彩度を限定せず、使用部分を2階以下の部分に限るものとし、その使用面積（複数の強調色を使用する場合は、その合計面積）は、使用する外壁面の2階以下の部分の面積の20分の1以下とすること。ただし、着色を施していない木材若しくは漆くいの色彩又は歴史的建築物の外観を復原する場合の色彩は、この限りではない。
- 外部に面する建具の色彩は、茶系又は黒褐色系を基本とすること。ただし、歴史的建築物の外観を復原する場合の色彩は、この限りではない。
- 勾配屋根や庇の色彩は、黒又はグレー系を基本とし、銅板の場合は、素材色又は緑青色とすること。ただし、歴史的建築物の外観を復原する場合の色彩は、この限りではない。
- 色数は、できる限り少なくするとともに、複数の色を使用する場合は、色の三属性（色相：色あい、明度：明るさ、彩度：あざやかさ）の対比が強くないよう努めること。

特定屋内広告物

- 東堀・西堀・古町通ゾーンの特定屋内広告物は、地上からの高さ**10メートル**以下の部分にあっては、一の開口部の面積に対する当該開口部における1営業所等あたりの表示面積の合計の割合を4分の1以内とすることとし、地上からの高さ**10メートル**を超える部分にあっては、表示しないものとする。
- 東堀・西堀・古町通ゾーンでは、可変表示式広告物を表示又は設置しないこと。ただし、1基につき0.5平方メートルを超えないものは、この限りでない。
- 東堀・西堀・古町通ゾーンでは、ネオン照明その他これに類する照明を使用しないこと。ただし、1基につき0.5平方メートルを超えないものは、この限りでない。
- 点滅・回転する照明及び輝度に変化する照明を使用しないこと。ただし、法令に基づくもの及び警告若しくは交通規制等の用に供するもので公衆の安全を図るために必要のものは、この限りでない。

設備

- 室外機、屋外配管及び太陽光発電設備その他の建築設備並びに屋外階段は、道路から見える位置に設置しないよう努めること。ただし、やむを得ず道路から見える位置に設置する場合には、歴史的なまちなみと調和した色彩、目隠しその他の意匠により修景するよう努めること。
- 架空の不要な電線類は、撤去するよう努めること。
- 照明の色温度は、**3,000**ケルビン以下を基本とすること。
- 点滅・回転する照明及び輝度に変化する照明は、使用しないこと。ただし、法令に基づくもの及び警告又は交通規制等の用に供するもので公衆の安全を図るために必要のものは、この限りではない。

		<p>○建築物や植栽のライトアップ、行灯・提灯などの明かりの工夫などにより、明るすぎず暗すぎることのない、風情ある夜間景観の創出に努めること。</p> <p>○照明器具や光源が見えない工夫及び間接光や拡散光による柔らかい灯りによる演出の工夫に努めること。</p>											
	外 構	○歴史的建築物に門、塀又は庭等がある場合は、維持や復原するよう努めること。											
工 作 物	形態意匠及び色彩	<p>○歴史的工物物は、建築当初の外観を尊重して維持や復原をすること。ただし、これが難しい場合は、歴史的なまちなみに調和した素材や工法を採用すること。</p> <p>○歴史的工物物以外の工物物は、当該区域内にある歴史的工物物の建築当初に使用されていた素材や色彩を使用するなど、歴史的なまちなみに調和した外観とすること。ただし、歴史的工物物で用いられる意匠の安易な模倣は、避けること。</p> <p>○アンテナや通信用鉄塔等は、できるだけ高さを抑え、形状を細くし、道路から見えにくい位置に設置すること。</p> <p>●東堀・西堀・古町通ゾーンの基調色は、マンセル値によるものとし、次の表のとおりとすること。ただし、着色を施していない木材若しくは漆くいの色彩又は歴史的工物物の外観を復原する場合の色彩は、この限りではない。</p> <table border="1" data-bbox="387 831 1027 1066"> <thead> <tr> <th>色相</th> <th>明度</th> <th>彩度</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>無彩色</td> <td>2以上9以下</td> <td>-</td> </tr> <tr> <td>10R～5Y</td> <td rowspan="2">2以上8.5以下</td> <td>4以下</td> </tr> <tr> <td>上記以外</td> <td>2以下</td> </tr> </tbody> </table> <p>●東堀・西堀・古町通ゾーンの強調色（アクセントカラー）は、色相、明度及び彩度を限定せず、使用部分を7メートル以下の部分に限るものとし、その使用面積（複数の強調色を使用する場合は、その合計面積）は、使用する7メートル以下の部分の面積の20分の1以下とすること。ただし、着色を施していない木材若しくは漆くいの色彩又は歴史的工物物の外観を復原する場合の色彩は、この限りではない。</p>	色相	明度	彩度	無彩色	2以上9以下	-	10R～5Y	2以上8.5以下	4以下	上記以外	2以下
	色相	明度	彩度										
無彩色	2以上9以下	-											
10R～5Y	2以上8.5以下	4以下											
上記以外		2以下											
	木 竹	<p>○既存の植栽は、適切に維持管理すること。</p> <p>●東堀・西堀・古町通ゾーンでは、地域にあった樹木などにより四季の演出を考慮した植栽に努めること。</p>											

備考 ○は新道ゾーン及び東堀・西堀・古町通ゾーン共通の基準、●はそれぞれのゾーンごとの基準を示す。

注1 歴史的建築物とは、建築基準法施行の際、現に存する建築物をいう。

2 歴史的工物物とは、建築基準法施行の際、現に存する工物物をいう。

3 特定屋内広告物とは、次に掲げるものをいう。

(1) 屋内面に直接描き、又は直接貼付して、常時又は一定の期間継続して屋外の公衆に表示する広告物等

(2) 建築物の内側において**建築物に定着させて**表示するものうち、専ら屋外の公衆に表示する目的をもって、常時又は一定の期間継続して屋外の公衆に表示する広告物等

4 可変表示式広告物とは、電光ニュース板、電光広告板、映像装置その他の常時表示内容を変えることができる広告物をいう。

## 7 屋外広告物の表示及び屋外広告物を掲出する物件の設置に関する行為の制限に関する事項

(古町花街地区における制限の追加及びその他特別区域における制限の表現の見直し)

屋外広告物を設置する場合は、掲出方法、掲出数、意匠、形状、高さ、面積、色彩に配慮し、設置する建築物や周辺のまちなみと調和したものとし、新潟市屋外広告物条例（平成7年条例第59号）第6条の規定に基づく規格は、下記のとおりとする。

(1) 一般区域

新潟市屋外広告物条例施行規則（平成8年新潟市規則第17号）別表第1のとおりとする。

(2) 特別区域

イ 信濃川本川大橋下流沿岸地区（万代シテイ広告物活用地区を除く。） 令和6年4月1日施行

種類		基準	
建築物又は工作物を利用するもの	屋上広告 （「屋上広告」とは、建築物の屋上に固定して設置するものをいう。）	表示数	1面につき1広告内容（1広告主）であること。
		高さ	地上からの高さ10メートル以下
		表示面積	鉄筋コンクリート造若しくは鉄骨造又はこれらに類する強度を持つ建築物を利用するもの 設置する1建物につき総表示面積300平方メートル以内、かつ、1面あたり100平方メートル以内 上記以外のもの 設置する1建物につき総表示面積30平方メートル以内
		表示位置	設置する建物の壁面の端から突き出さないこと。（照明機器等を除く。）
		その他	けい光塗料又は反射塗料を使用しないこと。
	壁面広告 （「壁面広告」とは、建築物又は工作物の外壁面に固定して設置するもの（外壁面から突き出すものを除く。）及び外壁面に固定して設置された堅牢な枠組（懸垂装置等を除く。）を利用して表示する布状のものをいう。）	高さ	地上からの高さ10メートル以下（自家用広告物等（ビル又は建物の名称及び社章等に限る。）を除く。）
		表示面積	設置する壁面の面積の4分の1以内（複数設置する場合は、壁面毎の総表示面積を対象とする。）
		表示位置	(1) 壁面の端から突き出さないものであること。 (2) 窓又は開口部をふさがないものであること。
		その他	(1) けい光塗料又は反射塗料を使用しないこと。 (2) 地上からの高さ10メートルを超える場合は、切り文字又は箱文字とすること。 (3) 地上からの高さ10メートルを超える場合で照明設備を設ける場合は、バックライト式又は箱文字内照式とすること。
	突出広告 （「突出広告」とは、建築物又は工作物の外壁面に固定して設置するもの（外壁面から突き出すものに限る。）をいう。）	表示個数	1壁面につき3個以内（自家用広告物等で、表示個数が新潟市屋外広告物条例施行規則別表第2(2)条例第10条第2項第1号に掲げる広告物等の項の基準に適合するものを除く。）
		高さ	地上からの高さ10メートル以下
		道路への突出幅	1メートル以下
広告物等の下端までの高さ		歩道上 地上から2.5メートル以上 車道上及び歩車道の区分のない道路上 地上から4.5メートル以上	
その他		けい光塗料又は反射塗料を使用しないこと。	
電柱	巻付広告及び直接塗装広告 （「巻付広告」又は「直接塗装	表示個数	柱1本につき1個
		長さ	1.5メートル以下

又は街灯柱等を利用するもの	「広告」とは、電柱、街灯柱、電話柱その他これらに類するものを利用してこれらに巻き付け、又は直接塗装するものをいう。）		広告物等の下端までの高さ	地上から 1.2 メートル以上	
			その他	けい光塗料又は反射塗料を使用しないこと。	
	袖付広告 （「袖付広告」とは、電柱、街灯柱、電話柱その他これらに類するものを利用してこれらに袖付けにするものをいう。）		表示個数	柱 1 本につき 1 個	
			長さ	1.5 メートル以下	
			突出幅	0.8 メートル以下	
			広告物等の下端までの高さ	歩道上 地上から 2.5 メートル以上 車道上及び歩車道の区分のない道路上 地上から 4.5 メートル以上	
			掲出方向	原則として道路の外側	
		その他	けい光塗料又は反射塗料を使用しないこと。		
広告塔又は広告板	野立て広告塔 野立て広告板 （「野立て広告塔」とは、支柱が土地に定着するもので柱状又は塔状のものをいう。） （「野立て広告板」とは、支柱が土地に定着するもので柱状又は塔状以外のものをいう。）	(1) 自家用 広告物等で別表第 2(2) 条令第 10 条第 2 項第 1 号に掲げる広告物等の項に掲げるもの以外のもの	高さ	地上からの高さ 10 メートル以下	
			表示面積	30 平方メートル以内 （複数の営業所等の広告物を一の広告物として設置する場合にあっては、60 平方メートル以内、かつ、1 面 30 平方メートル以内）	
			その他	ア 交通の見通し及び道路標識の視認性を妨げないこと。 イ けい光塗料又は反射塗料を使用しないこと。	
		(2) 特定の施設の位置又は所在を表示し、又は案内することを目的とするもの	表示個数	住所又は 1 つの事業所、営業所若しくは作業場（以下「1 営業所等」という。）につき 2 個以内	
			表示面積	1 個当たり 2 平方メートル以内（複数の営業所等が共同で設置する広告物等にあっては、1 営業所等当たり 2 平方メートル以内で、かつ、総表示面積 10 平方メートル以内）	
			高さ	地上から 3 メートル以下	
			その他	ア 表示の内容は、誘導及び案内のために必要な文言又は図表に限ること。 イ 交通上の見通し及び道路標識の視認性を妨げないこと。 ウ けい光塗料又は反射塗料を使用しないこと。	
		(3) 前 2 号に掲げるもの以外のもの	高さ	地上からの高さ 6 メートル以下	
			表示面積	30 平方メートル以内	
			その他	ア 交通上の見通し及び道路標識の視認性を妨げないこと。 イ けい光塗料又は反射塗料を使用しないこと。	
	条例第 6	アーチ広告 （「アーチ広告」とは、堅牢な材料を使用して作成され、道路を横断して設置されるもの		広告物等の下端までの高さ	歩道上 地上から 3.5 メートル以上 車道上及び歩車道の区分のない道路上 地上から 5.0 メートル以上

条 第 5 号 に 規 定 す る も の	をいう。)	その他	けい光塗料又は反射塗料を使用しないこと。
	アドバルーン (「アドバルーン」とは、気球を利用して表示するものをいう。)	大きさ等	(1) 長さ10メートル以下、幅1.5メートル以下の布片等に表示し、主綱に十分緊結すること。 (2) 掲揚中に建築物又は工作物に接触しないものであること。
		その他	けい光塗料又は反射塗料を使用しないこと。
	つり下げ広告 (「つり下げ広告」とは、アーケード類に固定して設置するものをいう。)	表示面積	4平方メートル以下
		広告物等の下端までの高さ	歩道上 地上から2.5メートル以上 車道上及び歩車道の区分のない道路上 地上から4.5メートル以上
		その他	けい光塗料又は反射塗料を使用しないこと。
	広告幕 (「広告幕」とは、布状のものをさお、ひも等に掛け、建築物又は工作物を利用して設置するもので容易に取りはずすことができるもの(壁面広告及び懸垂幕並びに野立て広告塔又は野立て広告板の一部として表示するものを除く。)をいう。)	大きさ	幅1.2メートル以下、長さ15メートル以下
		広告物等の下端までの高さ	歩道上 地上から3.5メートル以上 車道上及び歩車道の区分のない道路上 地上から5メートル以上
		その他	(1) 外周に風圧に耐える措置が施されていること。 (2) けい光塗料又は反射塗料を使用しないこと。
	懸垂幕 (「懸垂幕」とは、布状のものを建築物又は工作物の外壁面に固定された懸垂装置等を利用して設置するものをいう。)	大きさ	布状のもの幅1.8メートル以下、長さ20メートル以下
		表示面積	30平方メートル以内
		個数	設置する壁面につき5個以内
		その他	(1) 外周に風圧に耐える措置が施されていること。 (2) けい光塗料又は反射塗料を使用しないこと。
	はり紙 (「はり紙」とは、紙製のものその他これに類するもので建築物その他の工作物等にはり付けるものをいう。)	表示面積	1.5平方メートル以内
		その他	けい光塗料又は反射塗料を使用しないこと。
	はり札等 (「はり札等」とは、容易に取り外すことができる状態で工作物等に取り付けられているはり札その他これに類する広告物をいう。)	表示面積	1.0平方メートル以内
その他		けい光塗料又は反射塗料を使用しないこと。	
広告旗 (「広告旗」とは、容易に移動させることができる状態で立てられ、又は容易に取り外すことができる状態で工作物等に取り付けられている広告の	大きさ	縦2メートル以下、横1メートル以下	
	その他	けい光塗料又は反射塗料を使用しないこと。	

用に供する旗（これを支える台を含む。）をいう。）		
立看板等 （「立看板等」とは、容易に移動させることができる状態で立てられ、又は工作物等に立て掛けられている立看板その他これに類する広告物又は掲出物件（これらを支える台を含む。）をいう。）	大きさ	縦2メートル以下、横1メートル以下
	その他	けい光塗料又は反射塗料を使用しないこと。

ウ 旧齋藤家別邸周辺地区 平成28年1月1日施行

種類	基準		
全ての広告物等共通	表示又は設置禁止	(1) 非自家用広告物等 (2) 可変表示式広告物 (3) 突出広告、巻付広告、直接塗装広告、袖付広告、アーチ広告、アドバルーン、つり下げ広告、広告幕、懸垂幕、はり紙及びはり札等	
	色彩	広告物の色彩は、マンセル値によるものとし、歴史的なまちなみと調和するよう、無彩色（明度1から9.5まで）又は低彩度の茶系色（色相2.5Yから5Yまで又は2.5Y Rから10Y Rまで、彩度4以下、明度1から8まで）とする。（表面に装飾的な着色を施していない自然素材（石、木、土、ガラス等）本来の色彩は、この限りではない。）	
	高さ	地上からの高さ5メートル以下	
建築物又は工作物を利用するもの	屋上広告	表示数	1面につき1広告内容（1広告主）であること。
		表示面積	鉄筋コンクリート造若しくは鉄骨造又はこれらに類する強度を持つ建築物を利用するもの 設置する1建物につき総表示面積300平方メートル以内、かつ、1面あたり100平方メートル以内 上記以外のもの 設置する1建物につき総表示面積30平方メートル以内
		表示位置	(1) 本屋の外壁に接して設けられた片流れの屋根に設置すること。 (2) 設置する建物の壁面の端から突き出さないこと。（照明機器等を除く。）
		その他	けい光塗料又は反射塗料を使用しないこと。
	壁面広告	表示面積	設置する壁面の面積の4分の1以内（複数設置する場合は、壁面毎の総表示面積を対象とする。）
		表示位置	(1) 壁面の端から突き出さないものであること。 (2) 窓又は開口部をふさがないものであること。
		その他	けい光塗料又は反射塗料を使用しないこと。
広告塔又は	野立て広告塔	表示面積	総表示面積1.6平方メートル以内、かつ、1面0.5平方

広告板	野立て広告板		メートル以内
		その他	(1) 交通の見通し及び道路標識の視認性を妨げないこと。 (2) けい光塗料又は反射塗料を使用しないこと。
条例第6条 第5号に規定するもの	広告旗	大きさ	縦2メートル以下、横1メートル以下
		その他	けい光塗料又は反射塗料を使用しないこと。
	立看板等	大きさ	縦2メートル以下、横1メートル以下
		その他	けい光塗料又は反射塗料を使用しないこと。

エ 旧小澤家住宅周辺地区 令和2年11月1日施行

種類		基準	
全ての広告物等共通		表示又は設置禁止	(1) 非自家用広告物等(当該区域内の催しに関わるものは除く。) (2) 可変表示式広告物 (3) 屋上広告、突出広告、巻付広告、直接塗装広告、袖付広告、アーチ広告、アドバルーン、つり下げ広告及び懸垂幕
		表示面積	1営業所等につき、総表示面積を10平方メートル以内とすること。
建築物又は工作物を利用するもの	壁面広告	高さ	地上からの高さ4.5メートル以下(自家用広告物等(ビル又は建物の名称及び社章等に限る。)を除く。)
		表示面積	(1) 3平方メートル以内 (2) 設置する壁面の面積の4分の1以内(複数設置する場合は、壁面毎の総表示面積を対象とする。)
		表示位置	(1) 壁面の端から突き出さないものであること。 (2) 窓又は開口部をふさがないものであること。
		色彩	マンセル値によるものとし、無彩色(明度2から9.5まで)又は茶系色(色相2.5Yから5Yまで又は2.5YRから10YRまで、彩度4以下、明度2から6まで)とする。(表面に装飾的な着色を施していない自然素材(石、木、土等)本来の色彩は、この限りではない。)
		その他	(1) けい光塗料又は反射塗料を使用しないこと。 (2) 建築物の壁面に直接塗装する広告物としないこと。
広告塔又は 広告板	野立て広告塔 野立て広告板	高さ	地上からの高さ2メートル以下
		表示面積	1平方メートル以内
		色彩	マンセル値によるものとし、無彩色(明度2から9.5まで)又は茶系色(色相2.5Yから5Yまで又は2.5YRから10YRまで、彩度4以下、明度2から6まで)とする。(表面に装飾的な着色を施していない自然素材(石、木、土等)本来の色彩は、この限りではない。)
		その他	(1) 交通の見通し及び道路標識の視認性を妨げないこと。 (2) けい光塗料又は反射塗料を使用しないこと。

条例第6条 第5号に規定するもの	広告幕	大きさ	幅3メートル以下、長さ3メートル以下
		広告物等の下端までの高さ	歩道上 地上から3.5メートル以上 車道上及び歩車道の区分のない道路上 地上から5メートル以上
		その他	(1) 外周に風圧に耐える措置が施されていること。 (2) けい光塗料又は反射塗料を使用しないこと。
	はり紙	表示面積	1.5平方メートル以内
		その他	けい光塗料又は反射塗料を使用しないこと。
	はり札等	表示面積	1.0平方メートル以内
		その他	けい光塗料又は反射塗料を使用しないこと。
	広告旗	大きさ	縦2メートル以下、横1メートル以下
		その他	けい光塗料又は反射塗料を使用しないこと。
	立看板等	大きさ	縦2メートル以下、横1メートル以下
		その他	けい光塗料又は反射塗料を使用しないこと。

オ 古町花街地区 令和〇年〇月〇日施行  
(ア) 新道ゾーン

種類	基準	
全ての広告物等共通	表示又は設置禁止	(1) 非自家用広告物等(当該区域内の案内に係るもの又は当該区域に関連するおどり、まつりその他の催し等に係るものについては、この限りではない。) (2) 可変表示式広告物 (3) 投影広告物(当該区域に関連するおどり、まつりその他の催し等に係るものについては、この限りでない。) (4) 広告物を表示していない掲出物件(広告幕及び提灯については、この限りでない。) (5) 道路の路面に表示する広告物等(法令に基づくもの及び警告若しくは交通規制等の用に供するもので公衆の安全を図るために必要のものは、この限りではない。) (6) 屋上広告、巻付広告、直接塗装広告、袖付広告、アーチ広告、アドバルーン、つり下げ広告、懸垂幕及び広告旗
	表示個数	複数の営業所等の広告物を設置する場合にあつては、一の広告物の種類に集約して表示又は設置(以下「集合型」という。)とすること。
	表示面積	1 営業所等につき、総表示面積を3平方メートル以内とすること。(簡易広告物の表示面積を除く。)
	表示内容	写真を使用しないこと。(はり紙、はり札等及び立看板等に表示するものであつて営業内容を示すもの又は当該区域に関連するおどり、まつりその他の催し等に係るものについては、この限りでない。)

		照明	<p>(1) 点滅・回転する照明及び輝度が変化する照明は、使用しないこと。(法令に基づくもの及び警告若しくは交通規制等の用に供するもので公衆の安全を図るために必要のものは、この限りでない。)</p> <p>(2) ネオン照明その他これに類する照明は、使用しないこと。</p> <p>(3) 照明の色温度は、3,000 ケルビン以下とすること。(法令に基づくもの又は警告若しくは交通規制等の用に供するもので公衆の安全を図るために必要のものは、この限りでない。)</p>												
建築物又は工作物を利用するもの	壁面広告	高さ	地上からの高さ4メートル以下(自家用広告物等(ビル若しくは建物の名称又は店名及び社章若しくは店名ロゴに限る。)を除く。)												
		表示面積	<p>集合型</p> <p>複数の営業所等の広告物を一の広告物に集約して表示又は設置する場合は、1営業所等につき0.25平方メートル以内、かつ、総表示面積1平方メートル以内</p> <p>上記以外のもの</p> <p>1営業所等につき総表示面積1平方メートル以内、かつ、1基につき0.5平方メートル以内</p>												
		表示位置	<p>(1) 壁面の端から突き出さないものであること。</p> <p>(2) 窓又は開口部をふさがないものであること。</p> <p>(3) 窓又は開口部に直接表示しないこと。</p>												
		色彩	<p>(1) 広告物の地の色及び表示面積の3分の1以上に使用する色並びに掲出物件の色は、マンセル値によるものとし、次の表のとおりとする。(着色を施していない木材の色彩は、この限りでない。)</p> <table border="1" data-bbox="780 1339 1385 1514"> <thead> <tr> <th>色相</th> <th>明度</th> <th>彩度</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>無彩色</td> <td>1.5以上9.5以下</td> <td rowspan="2">/</td> </tr> <tr> <td>10R～5Y</td> <td rowspan="2">2以上7以下</td> <td>4以下</td> </tr> <tr> <td>上記以外</td> <td></td> <td>2以下</td> </tr> </tbody> </table> <p>(2) 表示面全体で使用できる色数は、4色以下とする。</p>	色相	明度	彩度	無彩色	1.5以上9.5以下	/	10R～5Y	2以上7以下	4以下	上記以外		2以下
		色相	明度	彩度											
	無彩色	1.5以上9.5以下	/												
10R～5Y	2以上7以下	4以下													
上記以外			2以下												
その他	<p>(1) けい光塗料又は反射塗料を使用しないこと。</p> <p>(2) 壁面に直接塗装する広告物としないこと。</p>														
突出広告	表示個数	1営業所等につき1個													
	高さ	地上からの高さ6メートル以下													
	表示面積	<p>集合型</p> <p>複数の営業所等の広告物を一の広告物に集約して表示又は設置する場合は、1営業所等につき0.25平方メートル以内、総表示面積1.5平方メートル以内、かつ、1面につき0.75平方メートル以内</p> <p>上記以外のもの</p>													

			1 営業所等につき総表示面積 1.5 平方メートル以内、かつ、1 面 0.75 平方メートル以内												
		表示内容	自家用広告物等（ビル若しくは建物の名称又は店名及び社章若しくは店名ロゴに限る。）とする。												
		外壁面からの突出幅	1メートル以下												
		広告物等の下端までの高さ	歩道上 地上から 2.5メートル以上 車道上及び歩車道の区分のない道路上 地上から 4.5メートル以上												
		色彩	(1) 広告物の地の色及び表示面積の 3 分の 1 以上に使用する色並びに掲出物件の色は、マンセル値によるものとし、次の表のとおりとする。（着色を施していない木材の色彩は、この限りでない。） <table border="1" data-bbox="783 792 1386 967"> <thead> <tr> <th>色相</th> <th>明度</th> <th>彩度</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>無彩色</td> <td>1.5 以上 9.5 以下</td> <td rowspan="2">/</td> </tr> <tr> <td>10R～5Y</td> <td rowspan="2">2 以上 7 以下</td> <td>4 以下</td> </tr> <tr> <td>上記以外</td> <td></td> <td>2 以下</td> </tr> </tbody> </table> (2) 表示面全体で使用できる色数は、4 色以下とする。	色相	明度	彩度	無彩色	1.5 以上 9.5 以下	/	10R～5Y	2 以上 7 以下	4 以下	上記以外		2 以下
		色相	明度	彩度											
無彩色	1.5 以上 9.5 以下	/													
10R～5Y	2 以上 7 以下		4 以下												
上記以外			2 以下												
その他	けい光塗料又は反射塗料を使用しないこと。														
広告塔又は広告板	野立て広告塔 野立て広告板	表示個数	1 営業所等につき 1 個												
		高さ	地上からの高さ 2メートル以下												
		表示面積	集合型 複数の営業所等の広告物を一の広告物に集約して表示又は設置する場合は、1 営業所等につき 0.25 平方メートル以内、総表示面積 2 平方メートル以内、かつ、1 面につき 1 平方メートル以内 上記以外のもの 1 営業所等につき総表示面積 2 平方メートル以内、かつ、1 面につき 1 平方メートル以内												
		表示内容	自家用広告物等（ビル若しくは建物の名称又は店名及び社章若しくは店名ロゴに限る。）とする。（当該区域内の案内に係るもの又は当該区域に関連するおどり、まつりその他の催し等に係るものについては、この限りでない。）												
		色彩	(1) 広告物の地の色及び表示面積の 3 分の 1 以上に使用する色並びに掲出物件の色は、マンセル値によるものとし、次の表のとおりとする。（着色を施していない木材の色彩は、この限りでない。） <table border="1" data-bbox="783 2000 1386 2040"> <thead> <tr> <th>色相</th> <th>明度</th> <th>彩度</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td></td> <td></td> <td></td> </tr> </tbody> </table>	色相	明度	彩度									
色相	明度	彩度													

			<table border="1"> <tr> <td>無彩色</td> <td>1.5 以上 9.5 以下</td> <td rowspan="2">/</td> </tr> <tr> <td>10R～5Y</td> <td rowspan="2">2 以上 7 以下</td> <td>4 以下</td> </tr> <tr> <td>上記以外</td> <td></td> <td>2 以下</td> </tr> </table>	無彩色	1.5 以上 9.5 以下	/	10R～5Y	2 以上 7 以下	4 以下	上記以外		2 以下
無彩色	1.5 以上 9.5 以下	/										
10R～5Y	2 以上 7 以下		4 以下									
上記以外			2 以下									
			(2) 表示面全体で使用できる色数は、4 色以下とする。									
		後退距離	新道境界線から 0.3 メートル以上									
		その他	(1) 交通の見通し及び道路標識の視認性を妨げないこと。 (2) けい光塗料又は反射塗料を使用しないこと。									
条 例 第 6 条 第 5 号 に 規 定 す る も の	広告幕	表示面積	1 営業所等につき 3 平方メートル以内									
		表示内容	自家用広告物等（店名又は店名ロゴに限る。）とすること。 <b>（当該区域内の案内に係るもの又は当該区域に関連するおどり、まつりその他の催し等に係るものについては、この限りでない。）</b>									
		広告物等の下端までの高さ	歩道上 地上から 3.5 メートル以上 車道上及び歩車道の区分のない道路上 地上から 5 メートル以上									
		色彩	(1) 広告物に使用できる色彩は、マンセル値によるものとし、彩度 11 以下とすること。 (2) 広告物に使用できる色数は、有彩色を 1 色までとし、合計 3 色以内とする。（当該区域内の案内に係るもの又は当該区域に関連するおどり、まつりその他の催し等に係るものについては、この限りでない。）									
		その他	(1) 外周に風圧に耐える措置が施されていること。 (2) けい光塗料又は反射塗料を使用しないこと。 (3) 綿、麻その他これらに類する布製の暖簾とすること。									
	提灯 （「提灯」とは、竹等の伸縮性のある枠に紙等を貼り、建築物又は工作物を利用して設置するもので容易に取りはずすことができるものをいう。）	表示面積	1 営業所等につき総表示面積 1 平方メートル以内、かつ、1 基につき 0.5 平方メートル以内									
		表示内容	自家用広告物等（店名又は店名ロゴに限る。）とすること。 <b>（当該区域内の案内に係るもの又は当該区域に関連するおどり、まつりその他の催し等に係るものについては、この限りでない。）</b>									
		色彩	(1) 広告物の地の色は、白又は赤色に限る。（着色を施していない和紙の色彩を使用するもの又は当該区域内の案内に係るもの若しくは当該区域に関連するおどり、まつりその他の催し等に係るものについては、この限りでない。） (2) 広告物に使用できる色数は、有彩色を 1 色までとし、合計 3 色以内とする。（当該区域内の案内に係るもの又は当該区域に関連するおどり、まつりその他の催し等に係るものについては、この限りでない。）									
		その他	けい光塗料又は反射塗料を使用しないこと。									

はり紙	表示面積	1.5 平方メートル以内
	表示個数	1 営業所等につきはり紙、はり札及び立看板等の合計 10 個以内（当該区域内の案内に係るもの及び当該区域に関連するおどり、まつりその他の催し等に係るものを除く。）
	その他	(1) けい光塗料又は反射塗料を使用しないこと。 (2) 同じ内容のものを複数掲出しないこと。
はり札等	表示面積	1.0 平方メートル以内
	表示個数	1 営業所等につきはり紙、はり札及び立看板等の合計 10 個以内（当該区域内の案内に係るもの及び当該区域に関連するおどり、まつりその他の催し等に係るものを除く。）
	その他	(1) けい光塗料又は反射塗料を使用しないこと。 (2) 同じ内容のものを複数掲出しないこと。
立看板等	高さ	地上からの高さ 1.2 メートル以下
	表示面積	1 営業所等につき 1.2 平方メートル以内、かつ、1 面 0.6 平方メートル以内
	大きさ	横 1 メートル以下
	表示個数	1 営業所等につきはり紙、はり札及び立看板等の合計 10 個以内（当該区域内の案内に係るもの及び当該区域に関連するおどり、まつりその他の催し等に係るものを除く。）
	その他	けい光塗料又は反射塗料を使用しないこと。

(イ) 東堀・西堀・古町通ゾーン

種類	基準	
全ての広告物等共通	表示又は設置禁止	(1) 非自家用広告物等(当該区域内の案内に係るもの又は当該区域に関連するおどり、まつりその他の催し等に係るものについては、この限りではない。) (2) 可変表示式広告物(1 基につき 0.5 平方メートルを超えないものは、この限りでない。) (3) 投影広告物(当該区域に関連するおどり、まつりその他の催し等に係るものについては、この限りでない。)
	照明	(1) 点滅・回転する照明及び輝度に変化する照明は、使用しないこと。(法令に基づくもの及び警告若しくは交通規制等の用に供するもので公衆の安全を図るために必要のものは、この限りでない。) (2) ネオン照明その他これに類する照明は、使用しないこと。(1 基につき 0.5 平方メートルを超えないものは、この限りでない。)
建築物	表示数	1 面につき 1 広告内容 (1 広告主) であること。
	高さ	10 メートル以下、かつ、地上から広告物等を設置する箇所までの高さの 3 分の 2 以下

又は 工 作 物 を 利 用 す る も の			市道中央3-80号線の道路中心線より南側の敷地に設置するもの 地上からの高さ40メートル以下 市道中央3-80号線の道路中心線から北側の敷地に設置するもの 地上からの高さ30メートル以下
		表示面積	鉄筋コンクリート造若しくは鉄骨造又はこれらに類する強度を持つ建築物を利用するもの 設置する1建物につき総表示面積300平方メートル以内、かつ、1面あたり100平方メートル以内 上記以外のもの 設置する1建物につき総表示面積30平方メートル以内
		表示位置	設置する建物の壁面の端から突き出さないこと。(照明機器等を除く。)
		その他	けい光塗料又は反射塗料を使用しないこと。
	壁面広告	高さ	地上からの高さ10メートル以下(自家用広告物等(ビル若しくは建物の名称又は店名及び社章若しくは店名ロゴに限る。)を除く。)
		表示面積	設置する壁面の面積の4分の1以内(複数設置する場合は、壁面毎の総表示面積を対象とする。)
		表示位置	(1) 壁面の端から突き出さないものであること。 (2) 窓又は開口部をふさがないものであること。
		その他	(1) けい光塗料又は反射塗料を使用しないこと。 (2) 壁面に直接塗装する広告物としないこと。
	突出広告	表示個数	1壁面につき3個以内(自家用広告物等で、表示個数が新潟市屋外広告物条例施行規則別表第2(2)条例第10条第2項第1号に掲げる広告物等の項の基準に適合するものを除く。)
		道路への突出幅	1メートル以下
	広告物等の下端までの高さ	歩道上 地上から2.5メートル以上 車道上及び歩車道の区分のない道路上 地上から4.5メートル以上	
	その他	けい光塗料又は反射塗料を使用しないこと。	
電 柱 又 は 街 灯 柱 等	巻付広告及び直接塗装広告	表示個数	柱1本につき1個
		長さ	1.5メートル以下
		広告物等の下端までの高さ	地上から1.2メートル以上
		その他	けい光塗料又は反射塗料を使用しないこと。
	袖付広告	表示個数	柱1本につき1個
		長さ	1.5メートル以下

を利用するもの		突出幅	0.8メートル以下
		広告物等の下端までの高さ	歩道上 地上から2.5メートル以上 車道上及び歩車道の区分のない道路上 地上から4.5メートル以上
		掲出方向	原則として道路の外側
		その他	けい光塗料又は反射塗料を使用しないこと。
広告塔又は広告板	野立て広告塔 野立て広告板	高さ	地上からの高さ6メートル以下
		表示面積	30平方メートル以内（1面15平方メートル以内）
		その他	(1) 交通の見通し及び道路標識の視認性を妨げないこと。 (2) けい光塗料又は反射塗料を使用しないこと。
条例第6条第5号に規定するもの	アーチ広告	広告物等の下端までの高さ	歩道上 地上から3.5メートル以上 車道上及び歩車道の区分のない道路上 地上から5.0メートル以上
		その他	けい光塗料又は反射塗料を使用しないこと。
	アドバルーン	大きさ等	(1) 長さ10メートル以下、幅1.5メートル以下の布片等に表示し、主綱に十分緊結すること。 (2) 掲揚中に建築物又は工作物に接触しないものであること。
		その他	けい光塗料又は反射塗料を使用しないこと。
	つり下げ広告	表示面積	4平方メートル以下
		広告物等の下端までの高さ	歩道上 地上から2.5メートル以上 車道上及び歩車道の区分のない道路上 地上から4.5メートル以上
		その他	けい光塗料又は反射塗料を使用しないこと。
	広告幕	大きさ	幅1.2メートル以下、長さ15メートル以下
		広告物等の下端までの高さ	歩道上 地上から3.5メートル以上 車道上及び歩車道の区分のない道路上 地上から5メートル以上
		その他	(1) 外周に風圧に耐える措置が施されていること。 (2) けい光塗料又は反射塗料を使用しないこと。
	懸垂幕	大きさ	布状のもの幅1.8メートル以下、長さ20メートル以下
		表示面積	30平方メートル以内
個数		設置する壁面につき5個以内	
その他		(1) 外周に風圧に耐える措置が施されていること。 (2) けい光塗料又は反射塗料を使用しないこと。	

はり紙	表示面積	1.5平方メートル以内
	その他	(1) けい光塗料又は反射塗料を使用しないこと。 (2) 同じ内容のものを複数掲出しないこと。
はり札等	表示面積	1.0平方メートル以内
	その他	(1) けい光塗料又は反射塗料を使用しないこと。 (2) 同じ内容のものを複数掲出しないこと。
広告旗	大きさ	縦2メートル以下、横1メートル以下
	その他	けい光塗料又は反射塗料を使用しないこと。
立看板等	大きさ	縦2メートル以下、横1メートル以下
	その他	けい光塗料又は反射塗料を使用しないこと。

- 注1 これらの表において自家用広告物等とは、自己の氏名、名称、店名若しくは商標又は自己の事業若しくは営業の内容を表示するため、自己の住所又は事業所、営業所若しくは作業場に表示し、又は設置する広告物等をいう。
- 2 これらの表において管理用広告物等とは、自己の管理する土地又は物件に管理上の必要に基づき表示し、又は設置する広告物等をいう。
- 3 これらの表において非自家用広告物等とは、自家用広告物等及び管理用広告物等以外の広告物等をいう。
- 4 これらの表において可変表示式広告物とは、電光ニュース板、電光広告板、映像装置その他の常時表示内容を変えることができる広告物等をいう。
- 5 これらの表において投影広告物とは、建築物等に光で投影する方法により表示される広告物等をいう。
- 6 これらの表において店名ロゴとは、店名を図形等に表したものをいう。
- 7 これらの表において地の色とは、文字や図形の背景となる部分の色をいう。
- 8 これらの表に定めのない種類の広告物等に係る基準については、これらの表に定める種類の基準との均衡等を考慮して市長が別に定める。

(3) 7(1)及び(2)の規定にかかわらず、次に掲げる場合の新潟市屋外広告物条例第6条に規定する規格は、それぞれの定めによるものとする。

ア 法令又は条例若しくは規則に特別の定めがある場合

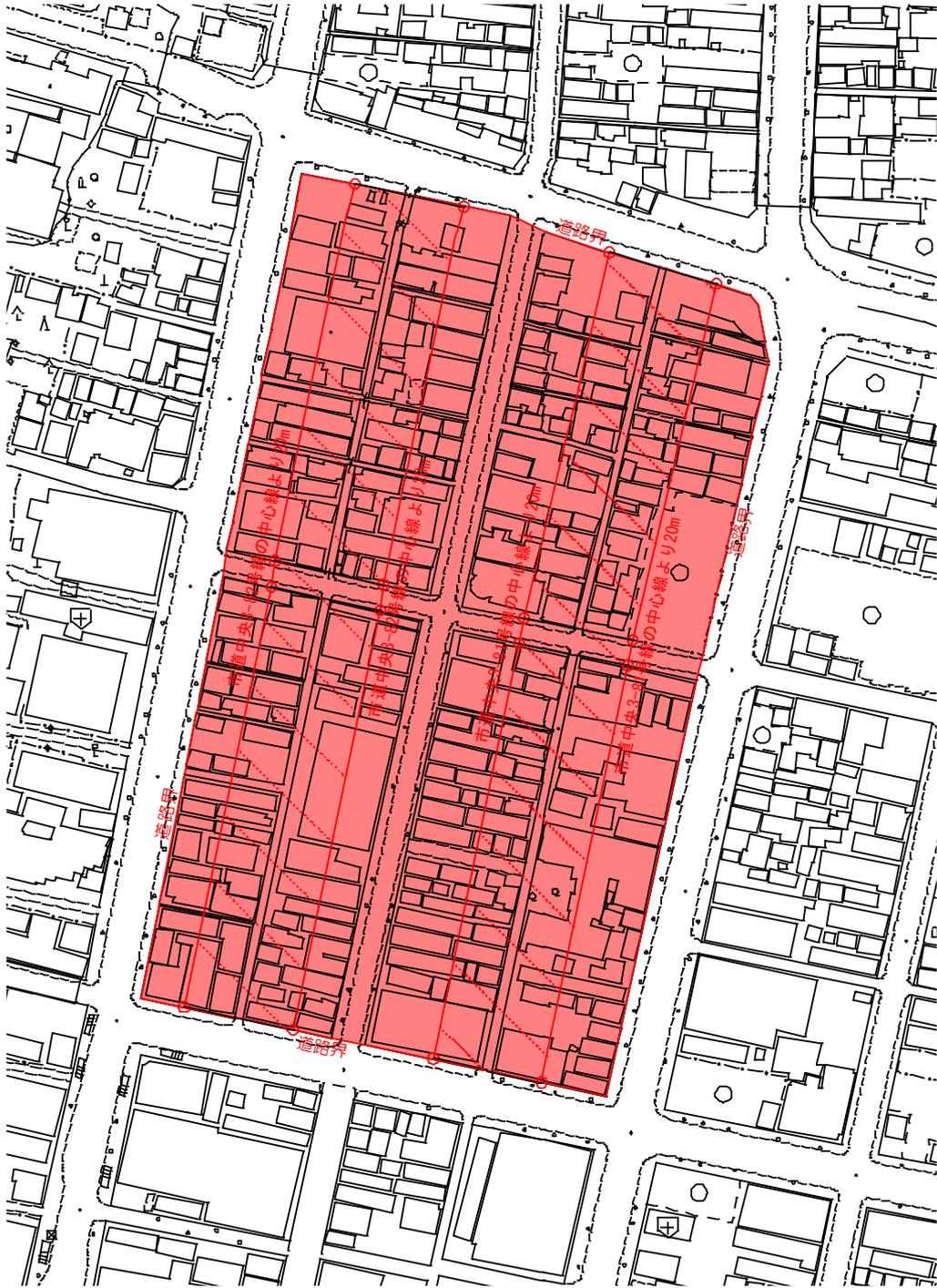
イ 市長が、公益上特別な事由があると認める規格による場合

(4) 特別区域の変更に伴う広告物の規格等の経過措置

ア 変更後の新潟市景観計画により7(2)に定める規格が施行される日前に、新潟市屋外広告物条例の規定により許可を受けている広告物等の規格については、7(2)に定める規格にかかわらず、当該許可の期間が満了するまでの間(当該広告物等のうち改修、移転又は除却が容易でないと市長が認める広告物等の規格については、当分の間)、なお従前の例による。ただし、当該許可を受けている広告物等について同条例第4条第1項に規定する変更又は改造の許可を受けようとする場合は、この限りでない。

イ 変更後の新潟市景観計画により7(2)に定める規格が施行される日前に適法に表示され、又は設置されている広告物等(アに規定するものを除く。)の規格については、7(2)に定める規格にかかわらず、当分の間、なお従前の例による。ただし、当該広告物等の変更又は改造(同条例施行規則第8条に規定する軽微な変更又は改造を除く。)をしようとする場合は、この限りでない。

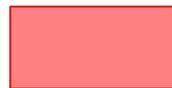
新潟市景観計画特別区域 古町花街地区 区域図 (1/2,500)



【凡例】



新道ゾーン



東堀・西堀・古町通ゾーン



新潟市屋外広告物条例第3条第2項の規定による許可の基準の変更  
及び第6条の規定による屋外広告物の規格の設定  
並びに第10条第2項の規定による適用除外の変更（案）  
（特別区域「古町花街地区」の追加に伴う改正他）

（赤字：改正部分）

1. 屋外広告物条例第3条第2号の規定による許可の基準の変更について

新潟市景観計画における特別区域に係る屋外広告物条例第6条に規定する規格の表現を見直すため、同条例第3条第2項の規定による許可の基準について、準用する同条例施行規則第10条を改正し、特別区域における広告物等の規格を、同条例施行規則に係る告示によるものから、同景観計画に定める「屋外広告物の表示及び屋外広告物を掲出する物件の設置に関する行為の制限に関する事項」によるものに変更する。

【新潟市屋外広告物条例施行規則】

（許可の基準）

第3条 条例第3条第2項の規定による許可の基準については、第10条を準用する。

（規格）

第10条 条例第6条に規定する規格は、別表第1のとおりとする。

2 前項の規定にかかわらず、景観法（平成16年法律第110号）に基づき定められた新潟市景観計画（平成19年新潟市告示第59号）における特別区域に係る条例第6条に規定する規格は、同景観計画における屋外広告物の表示及び屋外広告物を掲出する物件の設置に関する行為の制限に関する事項のとおりとする。

3 前2項の規定にかかわらず、次に掲げる場合の条例第6条に規定する規格は、それぞれの定めによるものとする。

（1）法令又は条例若しくは規則に特別の定めがある場合

（2）市長が、公益上特別な事由があると認める規格による場合

2. 屋外広告物条例第6条の規定による屋外広告物の規格の設定について

新潟市景観計画における特別区域に古町花街地区を追加するもの及び上記1の表現の見直しに伴うものとして、議案第1号において同景観計画に定める「屋外広告物の表示及び屋外広告物を掲出する物件の設置に関する行為の制限に関する事項」を屋外広告物条例第6条の規定による屋外広告物の規格に設定する。（設定する規格は、別紙 議案第1号 7. 屋外広告物の表示及び屋外広告物を掲出する物件の設置に関する行為の制限に関する事項のとおり）

### 3. 屋外広告物条例第 10 条第 2 項の規定による適用除外の変更について

古町花街地区 新道ゾーンにおける自家用広告物及び管理用広告物の許可申請対象規模を変更するため、屋外広告物条例第 10 条第 2 項の規定による適用除外について、同条例施行規則別表第 2 を改正し、古町花街地区 新道ゾーンにおける自家用広告物及び管理用広告物に関する適用除外の基準を定める。

#### 【新潟市屋外広告物条例施行規則】

(適用除外)

第11条 条例第10条第1項第4号、同条第2項第1号から第3号まで、同条第3項及び同条第5項第1号に規定する基準は、別表第2のとおりとする。

#### 別表第 2 (第11条関係)

(2) 条例第 10 条第 2 項第 1 号に掲げる広告物等	条例第 7 条 (禁止地域) における基準 <u>(新潟市景観計画特別区域 古町花街地区 新道ゾーンを除く)</u>	条例第 7 条 (禁止地域) 以外における基準 <u>(新潟市景観計画特別区域 古町花街地区 新道ゾーンを除く)</u>	<u>新潟市景観計画特別区域 古町花街地区 新道ゾーンにおける基準</u>	
	表示個数 (はり紙、はり札等、広告旗及び立看板等 (以下「簡易広告物」という。) に係るものを除く。)	1 営業所等につき 3 個以内	1 営業所等につき 5 個以内	<u>1 営業所等につき 5 個以内</u>
	表示個数 (簡易広告物に係るものに限る。)	1 営業所等につき 10 個以内	1 営業所等につき 10 個以内	<u>1 営業所等につき 10 個以内</u>
	表示面積 (簡易広告物に係るものを除く。)	合計 10 平方メートル以内	合計 10 平方メートル以内	<u>合計 1 平方メートル以内</u>
	道路への突出幅	1 メートル以内	1 メートル以内	<u>1 メートル以内</u>
	その他	ア けい光塗料又は反射塗料を使用しないこと。 イ 表示場所は屋上以外であること。	けい光塗料又は反射塗料を使用しないこと。	<u>けい光塗料又は反射塗料を使用しないこと。</u>
(3) 条例第 10 条第 2 項第 2 号に掲げる広告物等		<u>新潟市景観計画特別区域 古町花街地区 新道ゾーン以外における基準</u>	<u>新潟市景観計画特別区域 古町花街地区 新道ゾーンにおける基準</u>	
	表示個数	1 団の土地又は 1 物件につき 2 個以内	<u>1 団の土地又は 1 物件につき 2 個以内</u>	
	表示面積	合計 10 平方メートル以内	<u>合計 1 平方メートル以内</u>	
	その他	けい光塗料又は反射塗料を使用しないこと。	<u>けい光塗料又は反射塗料を使用しないこと。</u>	

## 景観重要建造物の指定（鍋茶屋）（案）

景観法第19条第1項の規定に基づき、次に掲げる建造物を景観重要建造物に指定する。

## 1. 建造物の概要

名称	鍋茶屋（主屋、応接室棟、離れ座敷、離れ土蔵、土蔵、煉瓦蔵、表門及び外塀）		
所在地	新潟市中央区東堀通八番町1420番地		
建築年代 構造		建築年代	構造
	主屋	明治43年	木造3階建て
	応接室棟	昭和6年	木造一部鉄筋コンクリート造 3階建て
	離れ座敷	昭和6年	木造2階建て
	離れ土蔵	昭和初期	土蔵造2階建て
	土蔵	明治43年	木造2階建て
	煉瓦造	明治43年	煉瓦造平屋建て
	表門及び外塀	昭和12年	鉄筋コンクリート造
屋根 外壁		屋根	外壁
	主屋	瓦葺	豎羽目板張、漆喰塗、タイル張他
	応接室棟	瓦葺	石張、豎羽目板張他
	離れ座敷	瓦葺	豎羽目板張、漆喰塗他
	離れ土蔵	瓦葺	海鼠壁、塗装塗他
	土蔵	瓦葺	漆喰塗、サイディング張他
	煉瓦造	瓦葺	煉瓦壁他
表門及び外塀	瓦葺	石積、塗装塗他	
公共の場所 から望見した ときの外観			

## 2. 指定理由

古町花街の代表的な料亭建築。主屋には外壁に豎羽目板張りや漆喰等が用いられ、近代和風建築の粋と贅を凝らしている。また、煉瓦蔵の煉瓦壁、離れ土蔵の海鼠壁、表門及び外塀の腰壁石積等により、街路に多様な景観をもたらしている。

国登録有形文化財であり、みなとまち新潟を象徴する景観の構成要素となっている。

## 景観重要建造物の指定（瓢亭）（案）

景観法第19条第1項の規定に基づき、次に掲げる建造物を景観重要建造物に指定する。

### 1. 建造物の概要

名称	瓢亭
所在地	新潟市中央区古町通八番町1448番地
建築年代	建築年代 昭和9年頃
構造	構造 木造2階建て
屋根	屋根 瓦葺
外壁	外壁 下見板張、漆喰塗他
公共の場所から望見したときの外観	

### 2. 指定理由

塀で囲われた前栽と玄関を構えた元芸妓の住宅兼稽古場。出格子や外壁の下見板張り、竹を用いた数寄屋風の細部意匠などを凝らした花街建築であり、新道の歴史的風情を形成している。

国登録有形文化財であり、みなとまち新潟を象徴する景観の構成要素となっている。